参議院決算委員会 (2017 年 4 月 10 日 高野光二郎議員質問内容) 193-参-決算委員会-004 号 2017 年 04 月 10 日(未定稿)





○高野光二郎君 質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

山本有二大臣と同じく、郷土の出身でございます、高知県の自由民主党参議院議員、高野光二郎でございます。どうぞよろしくお願いします。

早速質問に入らさせていただきます。

森林環境税、導入していただきたいです、森林環境税を。国土のほとんどが森林である我が国で森林を再生させるためには、産業としての林業を成長産業とするとともに、条件不利地域の森林整備を進める施策が重要です。

森林面積が県土、県の土地の八四%も占める我が高知県は、今から十四年前、平成十五年四月から、他府県に先駆けて、森林整備のために超過課税、県民税を導入し、個人、法人とも県民税均等割として五百円上乗せしておりますが、単年度の税収はたったの一・七億円です。これでは、国の森林整備の補助金と合わせても、十分な森林整備等を行うための財源として到底足りません。全国では三十七府県が森林整備の超過課税を導入していますが、森林の多い県は総じて住民が少ないわけですから、どの県も同様に、森林整備の財源としてはそもそも足りないのが実情でございます。

そもそも、森林の恩恵は県境を越えてもたらされるものでございます。例えば、日本の三大暴れ川として四国三郎の異名を持つ吉野川は、高知県の嶺北地域に源を発し、徳島県に流れて、香川用水の水源は高知の早明浦ダムです。水の恩恵だけでもそうですし、地球温暖化防止ということに着目すれば、森林の恩恵は都道府県を越えて国全体に及ぶことは明らかでございます。

こうした中、昨年の十二月の与党税制改正大綱で、森林環境税については、ようやく創設に向けて検討し、平成三十年度の税制改正において結論を得るとされました。森林は国民全体で支えるものであり、森林環境税は是非とも実現すべきであると考えます。

そこで、山本有二農林水産大臣にお伺いをします。

森林環境税の実現に当たっては、地方の森林がもたらす水や食料、エネルギー、さらにはカーボンオフセット等、森林の公益的機能やその恩恵を大きく受けている都市部の国民の皆様にお示しをさせていただき、理解を得ていくことが必要だと考えています。実現に向けてどう進めていくのか、大臣の決意と併せてお伺いします。

○国務大臣(山本有二君) 森林環境税について御質問をいただきました。

昨年末に決定されました与党税制改正大綱で、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てる森林環境税の創設に向けて平成三十年度税制改正において結論を得ると、こういうように明記されております。農林水産省としましても、森林環境税の創設に向けて、市町村主体の森林整備の具体の取組の案につきまして、先月から都道府県や市町村に説明して御意見を伺う取組を始めたところでございます。今後、これらの意見を踏まえながら、更なる検討を進めてまいりたいと思っております。

また、御指摘の森林環境税の実現に当たりまして、納税者にとって理解と納得ができるものにする必要がございます。このため、森林整備の仕組みの検討と並行しまして、森林整備が都市部も含め国民全体に様々な恩恵を与えるものであることについて納税者に分かりやすく丁寧に説明し、理解を得る必要がございます。

例えば、日本学術会議の検討でございますけれども、答申をいただきましたが、森林の多面的機能を、一部を貨幣評価するとしたならば年間七十兆円の利益があると、こういうように答申いただいておりますので、こうしたことが森林地域のみならず国全体に広がるということに積極的に取り組んでまいりたいというように思っております。

○高野光二郎君 大臣、二○○九年、大臣が作られた政党ポスター、高知一区は中谷元先生、同じ九期 生でございます、高知二区は山本有二先生、政党ポスターを山本先生が作られて、高知市の半分から土 佐清水市はもう山本有二先生のポスターだらけでございます。二○○九年から大臣はキャッチフレーズ 変えていないんです、キャッチフレーズ。これ質問はいたしませんが、そのキャッチフレーズは、山に 力を、海と大地に望みを、山本有二。

いや、なぜこんなことを言うかというと、もう議員の大先輩でございますので、実は、この森林環境 税については、市町村議の皆さん始め、森林関係者、首長の皆さん、もう随分前から切望されておりま す。その中では、残念ながら、その実現なくして亡くなられた方もいらっしゃいます。そういった先輩 の思い、もう私よりも山本大臣の方がよっぽど分かっていただいていると思いますので、是非ともその 実現に向けて、総務省と連携して、よろしくお願いをさせていただきたいと思います。

続きまして、CLTについてお伺いをさせていただきます。

森林・林業をめぐっては、この数十年間、山村地域の過疎化、高齢化、経済構造の変化、木材価格の低迷などにより、厳しい状況が続いてきました。しかし、戦後造成してきた人工林は十齢級、一齢級が五年でございますが、十齢級以上が五割を超えるなど、資源的には充実し、現在利用期を迎えており、今、先人たちの努力がようやく実を結びつつあります。

世界最古の木造建築物である法隆寺を代表するように、私たち日本人は、暮らしの中で木材を利用し、豊かな文化を育んできました。今こそ、我が国が誇る豊富な森林資源を活用して、木材利用を推し進めることで林業、木材産業の成長産業化を図り、地域の暮らし、そして何よりもやっぱり仕事がないといけません、経済を発展させ、地方創生を実現すべきだと考えています。

森林・林業の活性化には、木材の需要面で新たな部材の開発やバイオマスエネルギーの利用など、木材需要の飛躍的な拡大が不可欠と考えます。その核となるべきものとして期待されるのがCLTでございます。

委員の皆様方には、お配りをさせていただいております資料を御覧をいただければ幸いと思います。 CLTとは、クロス・ラミネーテッド・ティンバーの略で、杉やヒノキのひき板を並べた後、繊維方 向が直交するように接着した木材製品です。その特徴は、とにかく施工がシンプル、これは接合部、くっつける部分はビスや金具なんですね。リユースもできます。それをそのまま組み壊して新しく建てることもできます。リサイクルもできます。また、RC、これは鉄筋コンクリート造でございますが、RC造などと比べ、建築、建設期間が短く、早く完成します。頑丈で耐震性も確保でき、コンクリートの四分の一と軽量でございます。

このCLTを使用することにより、今まで木造では太刀打ちできなかった中高層階の建物にも木材を ふんだんに使用することができます。まさに木材需要の拡大の切り札となる新しい部材でございます。 さらに、国産材を大量に使うことにより、適正な森林保全が図られ、CO2の吸収源、再生エネルギー の供給から国土保全へとつながります。

私は、平成二十六年の地方創生特別委員会、二十七年の予算委員会、二十八年の予算委員会と、しつこくこのCLTの普及促進について関係大臣にその意義と必要性と要望を訴えてきました。とにかく、 疲弊する地方を維持し、再生していくためには、山に仕事があるということ、山を動かすということが 地方創生に最も大事だと強く考えてのことでございます。

平成二十八年五月に、自由民主党だけでCLTで地方創生を実現する議員連盟が発足をしました。石破茂会長、中谷元会長代行、古屋圭司会長代理、吉野正芳幹事長、そして私が事務局長を務めさせていただいております。そして、現在、自民党衆参議員百四十名の入会議員に所属をしていただいております。昨年の発足から一年間で三回の総会を開催し、役員間と関係省庁と協議を重ねてきました。そして、各大臣への予算要望や東京オリパラで使ってほしい活用要望など積極的に活動を展開し、昨年の十二月一日には麻生太郎財務大臣に要望した結果、スタート時においては満額といっていい政府の概算決定に反映していただいております。ありがとうございます。

また、当議連より先に、平成二十七年八月に発足し、都道府県と市町村が加盟をするCLTで地方創生を実現する首長連合とも連携協力を行い、実効的な普及促進に努めております。なお、この首長連合は、尾崎正直高知県知事と太田昇岡山県真庭市長が共同代表として構成をされ、現在二十八都道府県、六十九の市町村が加盟し、広がりを見せております。なお、先月、三月の十五日に小池知事、東京都が加盟をされたそうでございます。

また、当議連からの要請に応えていただき、昨年の六月に安倍総理決裁で官邸に、内閣官房、国交省、 林野庁、厚労省、文科省、法務省、総務省、警察庁、東京オリパラなどをメンバーとするCLT活用促 進に関する関係省庁連絡会議を設置していただき、その後、経産省、環境省、国土強靱化担当もオブザ ーバーメンバーとして、今まで五回の会議を開催し、普及促進に向けて具体的なロードマップを作成し、 各施策に反映していただいております。

私の地元高知県はCLTの利用国内第一位で、様々な建物を造っております。全国的に見れば、平成二十八年度以降、福島県の復興住宅を含め、全国で八十棟余りのCLT建築物の整備が進められているということでございます。

山本有二農林水産大臣にお伺いします。先般、CLTの普及に向けた新たなロードマップが公表されましたが、CLTの需要拡大やコスト削減について具体的にどのような取組を行うのか、大臣の意気込みと併せてお伺いします。

○国務大臣(山本有二君) 木造建物についての誤解が今まで随分ありました。低層しか建たないとか、

あるいは耐久性が短いだとかすぐに燃えてしまうだとか耐震性に合わないだとか。しかし、よく考えてみますと、日本固有の寺院、例えば五重塔にしましても東大寺の大仏殿にいたしましても、木造だから逆に千年もつんだというような文化というのが我が国にはございます。その意味で、やっとCLTという西洋でも認められた木造建築の枠組み軸工法というのが構造材として我が国でも生産されるようになりました。これは画期的なことであり、本来、我が国固有の文化に根差したものではないのかという、そういうように思っております。

そこで、今年の一月にCLT活用促進に関する関係省庁連絡会議、ここでロードマップを策定したところでございます。そして、まとまった需要を確保して量産化を進めると更なるCLTの需要が見込まれると、さらに、CLTが中高層建築など自在に活用できるように先進地の欧米並みにこれに準拠した基準を作らせていただく、そして普及するということを政府一体となって進めていきたいと思っております。

特に、需要面の対策といたしましてCLTを用いた先駆的な建築物への支援を行っておりますし、生産面の対策としましては、耐火性等の向上、低コスト生産の技術開発、さらに効率的に製造する施設整備への支援、こうしたものをこれからも推進していくつもりでございまして、早く高層住宅がCLTで建築されることを私も待ち望んでいるところでございます。

○高野光二郎君 当議連の顧問として、山本大臣には、待ち望むのでなくて、一緒に是非よろしくお願いを申し上げます。

今井敏林野庁長官にお伺いをします。国が定める基本方針にCLTの活用を推進する旨を規定すれば、 国、都道府県、市町村が整備する公共建築物においてCLTの活用が進むと考えられることから、基本 方針の見直しなどについて検討すべきであると考えておりますが、農林水産省としてどのようなお考え か、お伺いします。

○政府参考人(今井敏君) お答えいたします。

公共建築物等木材利用促進法におきましては、その第七条で、農林水産大臣と国交大臣は、公共建築物における木材利用促進に関する基本方針を定めなければならないと規定されておりまして、現行の基本方針は平成二十二年に定めたものでございます。この基本方針につきましては、法令上も、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときには変更するものとされております。

一方で、平成二十二年の本法の施行以降、CLTの開発や耐火部材の実用化など、新たな技術開発が急速に進み、公共建築物においてもこうしたCLTなどの新たな木材部材の活用を促進することが求められるような状況になってきたことを踏まえ、現在、この基本方針の見直し作業を進めているところでございます。この基本方針の見直し作業につきましては、現在、関係省庁との調整を行っている段階でありますが、今後、パブリックコメントを経て、新たな基本方針を定めたいと考えております。

この新たな基本方針が策定、公表された後には、都道府県や市町村においても同様の方針の見直しや それに基づくCLTなどの活用の取組が一層広がるよう、県や市町村への働きかけ等にも取り組んでま いる考えであります。

○高野光二郎君 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。是非ともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、秋山公城内閣官房内閣参事官にお伺いをいたします。CLTの活用については、内閣官房が中心となって政府を挙げて取り組むべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(秋山公城君) 御説明を申し上げます。

委員先ほど御指摘のとおりでございますけれども、昨年六月、CLTの幅広い活用に向けましてCLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を設置いたしております。この会議は、内閣官房副長官を議長とし、また内閣総理大臣補佐官を副議長といたしまして、委員が御指摘されましたような学校、医療関係施設、地方自治体施設など広範な各施設の行政分野を担当する幅広い省庁の参画も得まして、政府のCLT活用拡大方針の下、一体となって取り組んできております。

具体的には、重点的な需要創出によります生産コストの削減を通じて新たな需要が喚起される、そういった好循環を実現するため、分かりやすいパンフレットの説明を通じながら、CLTを利用する新規の建築案件の掘り起こしに関係省庁一体で取り組んでいるところでございます。また、このような需要拡大をしっかりと支えるための支援措置の構築についても精力的に図ってきておるところでございます。さらに、内閣官房には政府の一元窓口を設けまして、地方自治体を始め様々な方からの問合せに丁寧に対応いたすとともに、総合的な情報発信にも努めてきておるところでございます。

今後とも、地方自治体の動きをよくよく見極めながら、こうした取組を政府一体となって着実に進めまして、地域の豊富な資源であります森林の利用を通じまして、内閣の重要課題である地方創生の実現に向け取り組んでまいりたいと存じます。

○高野光二郎君 今御答弁をいただいたように、政府、関係省庁、そして各議員の先生方には、本当に 国の公共建築に対して、木材利用の推進、そしてCLTの推進、実際に取り組まれていただきまして、 成果を出しております。一方、都道府県や市町村の公共建築物にこういった働きかけなり実効がまだま だ少ないというのが実情でございます。

そこで、それらをより推進していくために、基本方針では国の取組についても定められており、その一つとして、各省各庁の長は、公共建築物における木材の利用の促進のための計画を速やかに作成して、率先して公共建築物における木材の利用に努めるとともに、相互に連携し、地方公共団体その他の関係者の協力も得つつ、公共建築物における木材の利用促進に関する施策の効果的な推進を図るものとするとされています。

そこで、法律を所管する農林水産省として、山本有二農林水産大臣にお伺いをします。

先ほど答弁のあった基本方針の見直し方向を踏まえ、各省庁の作成する計画にもCLTの活用を促進するような旨盛り込むよう各省各庁に働きかけるべきだと考えますが、大臣のお考えをお伺いします。

○国務大臣(山本有二君) 公共建築物等木材利用促進法の第三条で、国の責務として、「自ら率先して その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」、こういうように規定されてお ります。この責務規定を踏まえて、各省庁においてはそれぞれ公共建築物における木材の利用の促進の ための計画を作成しておりまして、各省庁ごとに既に二十三の計画が作られました。

現在、国が定める基本方針について見直し作業を進めているところでございますが、新たな基本方針が策定、公表された後には、各省庁が定める計画におきましても、CLT等の新たな木質部材の活用等

により一層公共建築物の木材利用を促進することが規定されるよう、本法を所管する大臣として各省庁 にその見直しを働きかけてまいる考え方でございます。

この間も、国立競技場が木材を利用していただけるということでございますので、ちなみに総工費における木材部分の経費は幾らかと尋ねてみますと、一%でございました。これ、私は、聞いて、すなわち少ないなと、こう思いましたら、木材を利用するという考え方でなければ一%にも完全に満たないということであるそうでございまして、この木材利用の行く先というのはかなり困難が伴いますけれども、こうした計画を一つずつ作り上げていくことによって少しでも進めていきたいと、こういうように思っております。

○高野光二郎君 これでCLTについての質問は終わらさせていただきますが、CLTに関しましては、 昨年の三月三十一日、四月一日に建築基準法が制定、公布をされまして、建築基準が定められました。 今、耐火で一時間程度しかもたない状況ではございますが、これが三年以内には二時間まで耐火ができ るということで、更に今後研究開発が待ち望まれるところでございます。

委員やそして国民の皆さんに御理解をいただきたいのは、私はCLTばかりこだわって言っているんではないんです。要は、木材使えということでございます。もちろん、RCとか鉄筋、鉄骨のコンクリートを使って、その上でCLTを使って、木材を使って、そして集成材を使って、様々な、例えば木質ハイブリッドであるとか石こうボードの被覆型とか、こういった木材製品も非常に今開発をされております。こういった混合建築物もしっかりと造っていくことが私は絶対大事だというふうに思いますので、こういったことについて御理解をいただきたいというふうに思っております。

最後に、米の直接支払交付金についてお伺いをします。

基盤整備は、担い手への農地集積、集約化や、経営規模に合った農業機械の導入などを通じた農作業の効率化による生産性の向上や、これからの地域を担う意欲ある若者の就労の面からも重要でございます。

これまで、高知県では、自助努力の結果、主食用米だけではなく、ナス、ミョウガなど、先ほど御紹介もいただきましてありがとうございます、生産が日本一であるなど園芸が盛んになっております。また一方で、基盤整備の遅れによって経営規模拡大が遅れる中、米の直接支払交付金の対象となっている主食用米作付面積の平均は、秋田県が一・九へクタールである一方、高知県では〇・六へクタールと三倍以上の差があり、一経営体当たりの米の直接支払交付金の平均にいただくお金も東北地方とで大きな差が生じております。

こうしたことからも分かるように、米の直接支払交付金は、潜在的に過剰である主食用米だけに限って、またさらに作付け規模の面積が大きければ大きいほど多くの交付金が支払われるということは二重に不公平であり問題がありと考えますが、大臣の見解をお伺いします。

○国務大臣(山本有二君) 米の直接支払交付金についての整理でございますが、平成二十五年末の経営所得安定対策の見直しの中で、米というのは、麦、大豆と違って十分な国境措置があり、諸外国との生産条件の格差から生じる不利益はない、そして、全ての販売農家を対象として支払われる直接支払交付金というのは農地の流動化のペースを遅らせる面があって、これは取り得ないというような政策的な判断をしたところでございます。

そこで、今後、御指摘のとおり、収益性の高い農業を進めていく必要があるわけでございまして、潜在的に過剰である主食用米の作付面積に応じて交付する助成金は問題、課題が多いというように思っております。特に、高知県と広大な面積の秋田県八郎潟とでは、言わば圃場の土地改良の進捗状況や整備率等でハンディキャップが随分あります。地域地域でそうした圃場における整備率がまだまばらでございまして、特に中四国の農政局管内では全国平均の半分ぐらいしかまだありません。そんな中でこうした直接支払交付金を配るということに対して、識者から、地域の格差をかえって生むのではないかという指摘があることは私も承知しております。

そんな意味で、今後十分に検討を加えながら農政の改善を図ってまいりたいというように思っております。

○高野光二郎君 以上で終わります。ありがとうございました。